

○内閣府令第 号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(任意表示)	
第二十一条 食品関連事業者が一般用生鮮食品を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）に、次の表の上欄に掲げる表示事項が当該食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。	
<p>栄養成分（栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。）及び熱量</p>	<p>〔1 略〕</p> <p>たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム以外の栄養成分、栄養成分の総称、その構成成分、前駆体並びにその他これらを示唆する表現を表示しようとするときは、当該栄養成分（別表第九に掲げるものに限る。）をたんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量並びに熱量とともに、第三条第一項の表の栄養成分（たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。</p>
<p>ナトリウムの量</p>	<p>〔1 略〕</p> <p>2 食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、たんばく質、脂質及び炭水化物の量、食塩相当量並びに熱量を本表</p>

改正前

(任意表示)	
第二十一条 食品関連事業者が一般用生鮮食品を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）に、次の表の上欄に掲げる表示事項が当該食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。	
<p>栄養成分（栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。）及び熱量</p>	<p>〔1 同上〕</p> <p>2 たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム以外の栄養成分、栄養成分の総称、その構成成分、前駆体並びにその他これらを示唆する表現を表示しようとするときは、当該栄養成分（別表第九に掲げるものに限る。）をたんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量並びに熱量とともに、第三条第一項の表の栄養成分（たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。</p>
<p>ナトリウムの量</p>	<p>〔1 同上〕</p> <p>2 食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、たんばく質、脂質及び炭水化物の量、食塩相当量並びに熱量を本表</p>

[略]	脂質	[略]	測定及び算出の方法	栄養成分及び熱量	表示の単位	許容差の範囲	○と表示することができる量	の栄養成分（栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。）及び熱量の項の1に従い表示する。
				ゲルベル法又は溶媒抽出重量法				
				[略]				
				[略]				
				[略]				

別表第九（第三条、第七条、第九条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第二十六条、第三十四条関係）

[同上]	脂質	[同上]	測定及び算出の方法	栄養成分及び熱量	表示の単位	許容差の範囲	○と表示することができる量	の栄養成分（栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。）及び熱量の項の1に従い表示する。
				エーテル抽出法、クロロホルム・メタノール混液抽出法、ゲルベル法、酸分解法又はレーゼゴットリーブ法				
				[同上]				
				[同上]				
				[同上]				

別表第九（第三条、第七条、第九条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第二十六条、第三十四条関係）

別表第十二（第七条関係）

〔略〕	ヨウ素	〔略〕	セレン	クロム
	〔略〕		〔略〕	〔略〕
	滴定法、 ガスクロ マトグラ フ法又は 誘導結合 プラズマ 質量法		蛍光光度 法、原子 吸光度 法又は誘 導結合プ ラズマ質 量法	原子吸光 光度法、 誘導結合 プラズマ 発光分析 法又は誘 導結合プ ラズマ質 量法
	〔略〕		〔略〕	〔略〕
	〔略〕		〔略〕	〔略〕

別表第十二（第七条関係）

〔同上〕	ヨウ素	〔同上〕	セレン	クロム
	〔同上〕		〔同上〕	〔同上〕
	滴定法又 はガスク ロマトグ ラフ法		蛍光光度 法又は原 子吸光度 法	原子吸光 光度法又 は誘導結 合プラズ マ発光分 析法
	〔同上〕		〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕		〔同上〕	〔同上〕

[略]	K	ビタミン	[略]	食品百グラム当たり （括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり （括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり （括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり （括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり （括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり （括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	高い旨の表示の基準値	含む旨の表示の基準値	強化された旨の表示の基準値		
	[略]	[略]								食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり
	十五	イクロ								食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり
	[略]	[略]								食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり
	[略]	[略]								食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり

別表第十六（第二条関係）
 9 18 略
 9 からしな
 別表第十七（第三条、第九条関係）

[同上]	K	ビタミン	[同上]	食品百グラム当たり （括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり （括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり （括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり （括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり （括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり （括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	高い旨の表示の基準値	含む旨の表示の基準値	強化された旨の表示の基準値		
	[同上]	[同上]								食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり
	三十	イクロ								食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり
	[同上]	[同上]								食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり
	[同上]	[同上]								食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり	食品百グラム当たり

別表第十六（第二条関係）
 9 18 同上
 「項を加える。」
 別表第十七（第三条、第九条関係）

対象農産物	加工食品
「略」	
からしな	

別表第十八（第三条、第十八条関係）

形質	加工食品	対象農産物
生 ステアリドン酸産	「略」	「略」
「略」		

別表第二十二（第九条関係）

食品	表示禁止事項
「略」	
しょうゆ	1 「超特選」、「特選」、「特製」、「特吟」、「上選」、「吟上」、「優選」、「優良」その他「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語。ただし、しょうゆの日本農林規格（平成十六年九月十三日農林水産省告示第一七〇三号）に規定するこいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ及びしるしょうゆ

対象農産物	加工食品
「同上」	
「項を加える。」	

別表第十八（第三条、第十八条関係）

形質	加工食品	対象農産物
高オレイン酸 生 ステアリドン酸産	「同上」	「同上」
「同上」		

別表第二十二（第九条関係）

食品	表示禁止事項
「同上」	
しょうゆ	1 「超特選」、「特選」、「特製」、「特吟」、「上選」、「吟上」、「優選」又は「優良」、その他「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語。ただし、しょうゆの日本農林規格（平成十六年九月十三日農林水産省告示第一七〇三号）第三条から第七條までに規定する規格による格付が行われたものであって表の区分に該当するしょうゆ

[略]	
食用植物 油脂	<p>の規格による格付が行われたものであって次の表の区分に該当するしよゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>2 「濃厚」の用語。ただし、しよゆの日本農林規格に規定するこいくちしよゆ、たまりしよゆ及びさいしこみしよゆの規格による格付が行われたものであって次の表の区分に該当するしよゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>〔3〕8 略</p> <p>〔表略〕</p>
<p>1 「精製サフラワー油」、「サフラワーサラダ油」、「精製ぶどう油」、「ぶどうサラダ油」、「精製大豆油」、「大豆サラダ油」、「精製ひまわり油」、「ひまわりサラダ油」、「精製ともろこし油」、「ともろこしサラダ油」、「精製綿実油」、「綿実サラダ油」、「精製ごま油」、「ごまサラダ油」、「精製なたね油」、「なたねサラダ油」、「精製こめ油」、「こめサラダ油」、「精製落花生油」、「精製オリブ油」、「精製パーム油」、「精製調合油」又は「調合サラダ油」の用語。ただし、食用植物油脂の日本農林規格（昭和四十四年農林省告示第五百二十三号）に規定する精製サフラワー油、サフラワーサラダ油、精製ぶどう油、ぶどうサラダ油</p>	

[同上]	
食用植物 油脂	<p>に對し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>2 「濃厚」の用語。ただし、しよゆの日本農林規格第三条から第七条までに規定する規格による格付が行われたものであって次の表の区分に該当するしよゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>〔3〕8 同上</p> <p>〔同上〕</p>
<p>1 「精製サフラワー油」、「サフラワーサラダ油」、「精製ぶどう油」、「ぶどうサラダ油」、「精製大豆油」、「大豆サラダ油」、「精製ひまわり油」、「ひまわりサラダ油」、「精製ともろこし油」、「ともろこしサラダ油」、「精製綿実油」、「綿実サラダ油」、「精製ごま油」、「ごまサラダ油」、「精製なたね油」、「なたねサラダ油」、「精製こめ油」、「こめサラダ油」、「精製落花生油」、「精製オリブ油」、「精製パーム油」、「精製調合油」又は「調合サラダ油」の用語。ただし、食用植物油脂の日本農林規格（昭和四十四年農林省告示第五百二十三号）第三条から第十四条まで及び第十七条から第十九条までに規定する規格による格付が</p>	

<p>、精製大豆油、大豆サラダ油、精製ひまわり油、ひまわりサラダ油、精製ともろこし油、ともろこしサラダ油、精製綿実油、綿実サラダ油、精製ごま油、ごまサラダ油、精製なたね油、なたねサラダ油、精製こめ油、こめサラダ油、精製落花生油、精製オリーブ油、精製パーム油、精製調合油及び調合サラダ油の規格による格付が行われたものに表示する場合は、この限りでない。</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>行われたものに表示する場合は、この限りでない。</p> <p>[2・3 同上]</p>
<p>別記様式一（第八条関係） [略]</p> <p>備考 [1～11 略]</p> <p>12 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。</p>	<p>別記様式一（第八条関係） [同左]</p> <p>備考 [1～11 同左]</p> <p>12 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、公布の日から施行する。